

食品安全委員会第631回会合議事録

1. 日時 平成28年11月29日（火） 14：00～14：53

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品及び飼料添加物「タイロシン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「ジクラズリル」に係る食品健康影響評価について

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤（ベコクサン）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 平成29年度食品安全モニター募集について

(5) 食品安全関係情報（10月15日～11月11日収集分）について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
箴島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1 プリオン専門調査会における審議結果について<オーストリアから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価>

資料2-1 動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<タイロシン（第2版）>

資料2-2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ジ

クラズリル（第2版）＞

- 資料3 動物用医薬品専門調査会における審議結果について＜ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤（ベコクサン）＞
- 資料4 平成29年度食品安全モニター募集要項（概要）
- 資料5-1 食品安全関係情報（10月15日～11月11日収集分）について
- 資料5-2 食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第631回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第631回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は7点ございます。

資料1が「プリオン専門調査会における審議結果について」、資料2-1が「動物用医薬品・飼料添加物評価書（案）タイロシン（第2版）」、資料2-2が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」、資料4が「平成29年度食品安全モニター募集要項（概要）」、資料5-1が「食品安全関係情報（10月15日～11月11日収集分）について」、資料5-2が「食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいですか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) プリオン専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「プリオン専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 それでは、資料1の3ページの要約に沿って説明します。

プリオン専門調査会は、オーストリアから輸入される牛、めん羊、山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について、厚生労働省からの要請を受け、厚生労働省から提出された資料を用いて食品健康影響評価を実施しました。まず、牛の肉及び内臓については、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びに、BSE感染における牛と人との種間バリアの存在を踏まえ、オーストリアに関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛の肉、扁桃・回腸遠位部以外の内臓の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJDの発症は考えがたく、プリオン専門調査会は得られた知見を総合的に考慮し、諮問内容のうち、輸入月齢制限とSRMの範囲に関して、まず、輸入月齢制限につきましても、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

SRMの範囲については、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるという判断が示されました。

2番目に、めん羊及び山羊の肉と内臓につきましても、現時点では、めん羊及び山羊におけるBSEの発生が、英国及びフランスで確認された飼料規制強化前に出生した山羊の2例のみであること、BSEの感染源及び感染経路を踏まえると、めん羊と山羊におけるBSEリスク管理措置としては飼料規制が極めて重要と考えられます。このため、現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提として、めん羊と山羊におけるBSEの人への感染リスクを踏まえ、オーストリアに関しては、めん羊及び山羊の肉と内臓に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考えがたい。

したがって、プリオン専門調査会は、得られた知見を総合的に考慮して、諮問内容のうちめん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件に関して、「輸入禁止」の場合と「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入」とした場合とのリスクの差は非常に小さく、人

への健康影響は無視できるという判断が示されました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○鋤柄評価第二課長 続いて、5ページをお願いします。

「I. 背景及び評価に向けた経緯」の「1. はじめに」では、BSEに関するこれまでの経緯が記載されています。ページの最後に、今般、厚生労働省から、オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉等について食品健康影響評価の要請があった旨、記載があります。

具体的な諮問事項は、6ページの下から7ページのとおりです。

7ページの「4. 本評価の考え方」です。

(1) 牛の肉及び内臓については、これまでと同じく、2012年10月のBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価と同様の考え方に基づいて検討を進めました。

8ページの下には、BSEプリオンの感染性、非定型BSE、vCJDについては、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られなかったことから、2012年10月評価書及び2016年8月評価書をもって代えることとしました。

次に、10ページ(2)めん羊及び山羊の肉及び内臓については、2016年1月めん羊評価書と同様に、食品健康影響評価を実施することとしました。めん羊及び山羊におけるBSEプリオンの感染性については、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られなかったことから、2016年1月めん羊評価書をもって代えることとしました。

次に、11ページから「II. BSEの現状」の1. 世界における牛のBSE発生頭数の推移については、発生のピークであった1992年の3万7,316頭から大幅に減少し、2015年は7頭、2016年は10月末現在で1頭の発生となっています。これは、飼料規制の強化等によりBSEの発生リスクが大幅に低下していることがうかがえます。

次に、14ページに「2. 世界におけるめん羊及び山羊のBSE発生頭数の推移」がございます。2016年10月末現在、野外におけるめん羊及び山羊のBSE感染例の報告は、表2に示す山羊2例のみであり、めん羊のBSE感染例は確認されておりません。これらの症例は、めん羊及び山羊におけるBSE感染の可能性を確認するため、フランス及び英国で実施された遡り検査により確認されたものでございます。

次に、15ページと16ページに、各国における牛、めん羊及び山羊のBSE検査体制、17ページから18ページに、各国における牛、めん羊及び山羊の特定危険部位、19ページに各国の飼料規制について概況が記載されています。

次に、20ページから「III. 感染状況」ですが、「(2) 飼料規制」の5行目の後半から、オーストリアでは、2001年1月から、EU規制に基づき、動物由来たん白質を全ての家畜に給与することが禁止されています。

少し先に行きまして、24ページ(1)発生の概況については、オーストリアでは、2001年に初めてBSE検査陽性牛が確認されて以降、2010年の2頭まで合計8頭のBSE検査陽性牛

が確認されています。なお、非定型BSEについてはうち3頭の発生が確認されており、1頭がH、2頭がL型となっています。また、オーストリアでは、めん羊及び山羊にBSEは確認されていません。

25ページに「牛における感染状況のまとめ」として、オーストリアにおける飼料給与からサーベイランスまで、状況等を整理しています。

26ページからIV. SRM及び食肉処理の状況です。

28ページに「牛におけるSRM及び食肉処理のまとめ」として、と畜場での検査や、SRMの除去等について整理しています。また、めん羊及び山羊については、戻りまして27ページに記載しています。

次に、29ページ「V. 食品健康影響評価」です。

1. BSEの発生状況については、世界的に減少しており、オーストリアでは、出生年で見た場合、2000年6月生まれの1頭を最後に、これまでの16年間に生まれた牛にBSE感染牛は確認されておらず、また、BSE感染めん羊及び山羊は確認されていません。

2. 飼料規制とその効果については、オーストリアでは、交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから15年以上が経過しております。また、OIEの示す「無視できるリスクの国」に要求される5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスが実施されています。また、めん羊及び山羊については、BSE検査陽性牛が最も多く確認されているEUにおいては、2005年以降の約650万頭のサーベイランス検査からは、BSE陽性のめん羊及び山羊は確認されていません。このため、飼料規制が強化された後に生まれたBSE検査陽性牛は確認されていないこと、BSE検査陽性めん羊及び山羊が確認されていないことから、オーストリアにおける飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断されました。

3. SRM及び食肉処理については、SRMの除去やピッシングの禁止などの人へのBSEプリオンの曝露リスクの低減措置がとられており、牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓による人へのBSEプリオンの曝露リスクは、BSE対策の導入以降、飼料規制等による牛、めん羊及び山羊へのBSEプリオンの曝露リスクの低下とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断されました。

「4. 牛、めん羊及び山羊の感染実験」「5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病」「6. 非定型BSE」は、過去の評価以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、記載事項以外については過去の評価書のとおりとされています。

次に、31ページから「7. まとめ」です。

(1) BSE感染状況については、2001年1月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた牛にはBSE感染牛は確認されていません。引き続き、BSEの発生状況等の確認は必要ですが、オーストリアにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認されています。

(2) BSE感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスクについては、仮に

BSEプリオンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、牛における摂取量は感染実験での英国BSE感染牛脳組織1g相当以下と想定されます。1g経口投与実験では、投与後44カ月目以降に臨床症状が認められて、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出されましたが、投与後42カ月目までには検出されていません。なお、脳内接種実験では、発症前の最も早い時期に脳幹で異常プリオンたん白質が検出されたのは、発症前7から8カ月であることから、さらに安全を考慮しても、30カ月齢以下の牛で中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられます。

また、近年、vCJDの発症者は世界全体で大幅に減少し、BSE対策が牛のみならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられます。

非定型BSEに関しては、2016年8月評価書のとおりの評価となっています。

次に(3)めん羊及び山羊におけるBSEの人への感染リスクに関し、オーストリアについては、感染実験に係る知見、めん羊及び山羊におけるBSE発生状況及び飼料規制とその効果を踏まえると、2016年1月めん羊及び山羊評価書の考え方と同様に、野外におけるめん羊及び山羊のBSE感染の可能性は極めて低く、人への感染リスクは無視できると判断されました。

(4) 評価結果につきましては、先ほど熊谷委員から御説明いただいたとおりです。

本件につきましては、よろしければ30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えています。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 以前ももしかしたら聞いたかもしれないのですが、めん羊、山羊の方には「全月齢の脾臓及び」と書いてあって脾臓が入っているのですが、牛には入っていないと思うので、この辺の違いのことを教えていただけますでしょうか。

○熊谷委員 では、私から。

補足していただければと思いますが、牛と羊で、羊はもともとプリオンに感染して、日本でも発生がこれまでも見られたことがありますけれども、スクレイピーのプリオンの分布が羊体内では牛がBSEにかかった場合のプリオンの分布と違って、その羊の分布を踏まえて、この危険部位がヨーロッパで設定されて、それに従って、日本もそのようにしているのです。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 他に何か御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

動物用医薬品及び飼料添加物1品目、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価であります。

まず、動物用医薬品及び飼料添加物1品目に関する件について御審議ください。

本件は、今年22日の第630回委員会会合において、厚生労働省から評価依頼があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 本件につきましては、本委員会で直接審議していただくため、評価書案を資料として提出しております。前回の会合において説明したとおり、新たに提出された資料の内容からは、新たに安全性について懸念させるような試験は認められず、評価結果に変更はありません。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○鋤柄評価第二課長 では、資料2-1のまず4ページをお願いいたします。

審議の経緯について、タイロシンは2012年に初版の評価結果を通知しています。今回は厚生労働省から、はちみつに関するインポートトレランス申請に伴う評価要請があり、第2版の評価を行ったものです。評価結果は、第1版から記載整備を行っている部分もございますが、今回の評価要請において新たに提出されたはちみつの残留試験を追記しましたので、残留試験を中心に説明します。

29ページをお願いします。「(5) 残留試験 (はちみつ)」に、今回提出された試験を追記しています。試験が3つありますが、それらの試験の結果は、それぞれ表12、次のページの表13、さらに次のページの表14に示しているとおりでございます。

これらを踏まえまして、50ページをお願いいたします。「IV. 食品健康影響評価」です。

「1. 薬物動態及び残留試験について」の最後の3行に、はちみつの残留試験では、タイロシンは投与約10カ月後に検出可能であり、消失は緩徐と考えられた。ただし、その濃度は時間の経過とともに減少したと記載しています。

最後に、53ページにADIの設定がございますが、先ほど熊谷委員から御説明いただいたとおり、ADIを0.005 mg/kg 体重/日とする結論に変更はありません。

本件については、評価結果に変更がないことから、意見・情報の募集は行わず、この結果を関係機関に通知したいと考えています。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定いたしました評価結果と同じ結論、すなわちADIを0.005 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価でございます。

本件は、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○鋤柄評価第二課長 それでは、資料2-2をお願いします。動物用医薬品「ジクラズリル」の第2版になります。

まず、4ページをお願いします。審議の経緯について、ジクラズリルは既に評価結果を有していますが、後に御説明いたします本成分を有効成分とする動物用医薬品の製造販売承認に係る評価要請に伴いまして、評価書を改版したものになります。

7ページをお願いします。7. 使用目的及び使用状況について、ジクラズリルはベンゼンアセトニトリルの誘導体で、抗コクシジウム剤です。

以下、新たに追加した部分を中心に説明いたします。

13ページをお願いします。「(4) 薬物動態試験 (牛)」のところ、今回追加した部

分は2つ目のパラグラフからになります。

3つ目のパラグラフの3日間強制経口投与試験の結果を、次の15ページの表7にまとめています。C_{max}及びAUCには用量比例関係が認められ、T_{max}及び半減期については用量による変動が少なく、半減期もほぼ同程度という結果になっています。

続いて、21ページをお願いします。「(2) 残留試験(牛)②」を追記しています。結果については、表16にまとめているとおりでございます。

次に、27ページの急性毒性試験ですが、表29の一番下のラットの吸入試験の結果について追記をしているところがございます。

42ページをお願いします。「9. その他の毒性試験」として、(2) ウサギの眼刺激性試験、(3) モルモットの皮膚感作性試験について追記していますが、以上、特段の影響は見られていません。

最後に、46ページの食品健康影響評価について、第1版のADI、0.03 mg/kg 体重/日から変更はありません。

したがって、本件につきましては、意見・情報の募集は行わず、こちらの結果を関係機関に通知したいと考えています。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

1点教えていただきたいのですが、14ページの羊の薬物動態試験、これは投与方法が単回経口ドレンチ投与となっているのですが、これはどういう投与方法なのか。

○鋤柄評価第二課長 恐らく口に投与器具を入れて、それで投与したということだと考えています。

○佐藤委員長 いわゆるガーベッジというものです。分かりました。

他に何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定いたしました評価結果と同じ結論、すなわちADIを0.03 mg/kg 体重/日と設定することによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 分かりました。

資料3を御用意ください。動物用医薬品、ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤（ベコクサン）についてです。

まず、6ページを御覧ください。要約に沿って御説明したいと思います。

先ほど説明もありましたが、本製剤の主剤でありますジクラズリルは、既に食品安全委員会においてADIが0.03 mg/kg 体重/日と設定されております。また、本製剤に使用されております添加剤につきましても、この資料3の6ページの第2段落目に記載されておりますように、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用量・用法を考慮いたしますと、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられました。

本製剤の臨床用量における残留試験では、ジクラズリルは投与3日後では、肝臓、腎臓、脂肪及び小腸において定量限界程度、筋肉では測定された全時点で定量限界未満となっております。

牛における安全性試験及び臨床試験につきましては、牛に対する安全性に問題となる所見は認められておりません。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおきましては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるとしております。

詳しくは、事務局より御説明をお願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 では、資料の4ページをお願いします。

「Ⅰ. 評価対象動物用医薬品の概要」です。主剤はジクラズリルで、2. 及び3. のとおり、牛のコクシジウム症の治療及び発症防止を効能・効果とし、体重1 kg当たりジクラズリルとして1 mgが単回経口投与されます。

4ページが一番下にございますように、日本では、ジクラズリルを含有する動物用医薬品は承認されていません。

次のページ、今般、本製剤の製造販売承認申請がなされたことに伴い、食品健康影響評価が要請されました。

6ページの「Ⅱ. 安全性に係る治験の概要」です。まず、主剤と添加剤についてまとめています。主剤はジクラズリルです。添加剤につきましては、先ほど吉田委員からござい

ましたとおり、適切に本剤が使用される場合、ヒトへの健康影響は無視できると考えられました。

続いて「2. 残留試験」です。

結果は表2を御覧ください。先ほど御説明いただきましたように、ジクラズリルは投与3日後では、肝臓、腎臓、脂肪及び小腸において定量限界付近の残留が見られ、筋肉では、測定が開始された投与0.5日後から全例で定量限界未満となっています。

7ページから9ページにかけて「3. 牛に対する安全性」として幾つかの試験結果をまとめています。これらの試験については、牛に対して臨床上の安全性に問題は認められていません。

10ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」です。結論は、吉田委員から御説明いただいたとおりです。

本件について、30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えています。

なお、本評価書案には、先ほど評価結果を御了承いただきました動物用医薬品評価書「ジクラズリル」の第2版を添付したいと考えています。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ちょっと細かいことで恐縮なのですが、7ページの「3. 牛に対する安全性」「(1) 安全性試験」の下から2つ目のパラグラフ、「剖検では、消化管（胃腔、小腸及び大腸）」と書いてあって、胃腔と書いてあるのですけれども、これは何か意味があるのでしょうか。

○鋤柄評価第二課長 これは申請資料がこのようになっているのですけれども、特段意味はないかも知れません。

○佐藤委員長 もしあれでしたら、パブコメの後にちょっと修正していただいてもいいかなと思います。胃腔というのは中の空間を言う訳ですからね。

○吉田委員 そうですね。

○佐藤委員長 分かりました。ちょっと御検討いただければと思います。

他に何か御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 平成29年度食品安全モニター募集について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「平成29年度食品安全モニター募集について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○岡田情報・勧告広報課長 画面に出ているかと思えますけれども、「平成29年度食品安全モニター募集要項」という形になっています。報告事項ということです。

毎年募集しておりますので、今年も募集いたしますという御報告になります。特に変更点はないのですけれども、今回、募集人員は180名となります。応募方法は、いつもと同じ応募フォームに記入していただくということです。

裏を見ていただくと、選考は、応募フォームに記載された内容を審査して選ぶという形になります。締め切りについては、来年1月30日の10時ということで進めさせていただきたいと思えます。

その他は御覧のとおりということになりますので、特に追加の説明はございません。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 食品安全モニター会議に今年度出席させていただきまして、たくさんの方が御参加していることがよく分かりました。食品関係の事業者さんとか栄養士さん、学生さんとか、たくさんの方がモニターになってくださっていることもよく分かりました。

ここにも書いてあるのですけれども、調理師さんとか、実際につくっておられる方にも参加していただければなと思っているのですが、料理組合でもいいと思うのですけれども、司厨士協会さんとか、そういうところにもお声がけをしていただけるといいかなと思ひまして、一言つけ加えさせていただきます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

事務局はいかがですか。

○岡田情報・勧告広報課長 了解いたしました。毎回、この募集についてはいろいろな関係のところにお声がけをして募っておりますので、今お話しいただいたところについても

声をかけるという方向で募集したいと思います。

○佐藤委員長 では、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局は、平成29年度の食品安全モニターの募集手続を開始してください。

(5) 食品安全関係情報（10月15日～11月11日収集分）について

○佐藤委員長 次の議事ではありますが、「食品安全関係情報（10月15日～11月11日収集分）について」です。

これも事務局から御報告をお願いいたします。

○岡田情報・勧告広報課長 画面に出ているかと思いますが、資料5-1「食品安全関係情報（10月15日～11月11日収集分）」となりまして、1枚目は総括表ですので、いつものとおり割愛させていただきます。

今回の情報ですけれども、最初のアクリルアミド関係のインフォグラフィック、これが詳しい情報になっておりますので、後から説明したいと思います。

次のカナダ保健省の情報ですけれども、これが10月27日、新規の食品添加物アドバンテームの一部の規格化されていない食品に使用することを認可する提案を行ったという情報になります。同省は、安全性に関する詳細な評価が終わったということで、この結果として安全性に関する懸念はなかったことから、アドバンテームの申請されている用途に使用することを認可するというので、意見募集を来年1月9日まで行っているようです。

続きまして、微生物・プリオン・自然毒関係で、カナダ食品検査庁から、ブロイラー鶏肉における全国微生物ベースライン調査の結果を公表ということで、これが8月16日ということです。調査期間は、2012年12月から2013年12月の1年間行ったようです。

結果は、かなりいろいろあるのですけれども、1つ例示で出すと、食鳥処理施設のサンプリングされた検体で、サルモネラ属菌の検査陽性割合が25.6%であったというところ。また、カンピロバクター陽性の割合が24.1%だったというような結果が公表されております。

続きまして、ECDCの関係ということで、EU/EEAの7カ国で2016年5月1日から10月16日までで*Salmonella Enteritidis*感染確定症例が112人、ほぼ確定症例が148人ということで、合計だと260人近くの集団感染が認められたという報告です。

ベルギー、クロアチア、オランダ及びスコットランドの食品安全当局は集団感染の感染源の特定のために調査をしたと。その結果、クロアチアの小売流通チェーンの少なくとも1つがポーランドの鶏卵包装施設から鶏卵を供給されていたことが分かったというところまでが報告されております。ECDCとしては、集団感染株のまん延を監視して、全てのEU/EEA国は、域内で獲得された*Salmonella Enteritidis*感染症のサーベイランスを強化すべき

というようなことを報告しているようです。

続きまして、BfR関係になります。これは毎回というか、前回はやっているのですけれども、9月28日に、食品中のピロリジジナルカロイドに関する最新のQ&Aを公表したということです。前回、本委員会で報告したのですけれども、堀口委員からミックスサラダの形態について御質問がありました。その時点でははっきりしませんでした。今回の報告の中に、レタスにフキの仲間がコンタミしたというか、これが報告として一例あったということのようです。

Q&Aでは、どのような食品にこのPAが入るのかという問いに対して、栽培地における、PAを生成する野生ハーブによる汚染、コンタミだと思えますけれども、あと、養蜂製品については、蜜源の野生植物に由来する汚染。また、畜産物関係だと、汚染された飼料を与えられた家畜に由来するフードチェーンを介して食品に入る可能性。また、PAを生成する植物を原料とする食品ということで、例示として、グリーンハーブでつくる「フランクフルトグリーンソース」とか、あとダイエタリーサプリメント、これは前回もお話ししましたが、こういうものを挙げているようです。

続きまして、EFSAからの活動に関する技術的報告書ということで、これは基本的には活動報告ということになります。10月17日に、振興リスクに係る2015年のEFSAの活動に関する技術的報告を公表したという内容になっております。具体的には、振興リスクに関する常設作業部会において、EFSAが試行している振興リスクを特定するための手順の評価を確定し、今後の発展のための勧告をしたというような、いわゆる活動内容を報告したということになっております。

最後が、米国衛生研究所が11月3日、発がん物質報告書第14版に7物質を追加すると公表したという情報になります。

追加された7物質の内訳は、ウイルスが5つと、化学物質が1つと、金属元素が1つということになります。ウイルスの5つはヒトヒトの関係の、例えばヒト免疫不全ウイルス1型のようなものです。化学物質はトリクロロエチレンで、これが工業溶媒ということです。金属元素は*in vivo*でコバルトイオンを放出するコバルト及びコバルト化合物ということになってはいますが、ビタミンB-12はコバルトイオンを放出することはないということで、含まれないということが注記されているようです。

続きまして、画面に出ておりますけれども「食品安全に関する主な情報」という形で、今回は、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）からアクリルアミド関係のインフォグラフィックが公表されたということで、非常に見やすい内容になっておりますので、広く詳しく情報提供したいなと思って、これを挙げております。

内容的には、既に食品安全委員会でもリスク管理機関、厚生労働省なり農林水産省と共同でやっている内容ということで、特に何か目新しいものがあるという形ではありませんけれども、例えばジャガイモの保存の関係だとか、湯通しをしてくださいというようなお話とか、オーブンの温度に気をつけてくださいという話とか、焼き目の話とかいうところ

が分かりやすく絵つきでまとめられているということですので、改めまして、関連情報と併せて皆さんに御紹介したいと思っております。

私からは以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 ファクトシート、アクリルアミドのインフォグラフィックの話なのですが、食品安全委員会や厚生労働省などからいろいろQ&Aも出ていて、分かりやすくなっていると思うのですが、このインフォグラフィックを見て、文章を読んで、私たちがいろいろな注意事項を出す時に考えなければいけないかなと思った点が1点あります。それは、食品の色の記述が幾つかありまして、例えば焼いたり、ローストしたりして、褐色になった時に生じる化学物質であるという表現があったり、最後のページでは、中程度のオーブンで明るい黄金色に加熱するという表現があったり、パンを焼くところでは、パンや他の食品は、好みで淡い色に焼きますというような色の表現があって、確かにパンの色目が違おうとアクリルアミドの量が違うというグラフはあったと思うのですが、言葉の表現で分かる時には少し書いた方がいいのかなとちょっと思い、今後のことなのですが、反省とともに注意しようと思いました。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

今の御意見についてさらに何かコメントとかはございますか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 これは実はなかなか難しく、実験条件を揃えると一般に色が濃い方がメイラード反応は進むので、量が多くなることが多いのですが、ちゃんと科学的にやると結構ばらばらで、うまく出ないのですね。ですから、一般的に言うところの感じかなという気がするのですが、その辺の表現は難しいのかなという気がしました。

○佐藤委員長 そうですか。なかなか見た目と実際のメイラード反応の起こり方というのは違うこともあり得る。

○村田委員 メイラード反応が進んでいるのは間違いなのですが、それに平行にぴったりアクリルアミドができてくる訳でもないということです。

○佐藤委員長 メイラード反応といっても、実際には複雑な反応な訳ですものね。でも、色に注意するというのとは一つの考え方としては成り立つということによろしいですか。

○村田委員 一般的に、すごく焦げているようなものは多分多いただろうというのは間違いないので、そういう焼き方はしない方がいいというのは正しいと思います。

○佐藤委員長 では、そんなことも頭に置きながら、どういう表現をするのかというのを考えていただければと思います。

他に何か御意見、御質問はございますか。

私の方から、食品安全関係情報で微生物のところなのですけれども、カナダの食品検査庁でブロイラーの汚染率、サルモネラとカンピロでしたか。20%台というのは低いような気もするのですけれども、これは日本と比べて食鳥処理場の違いとかがあるのですか。もし情報があれば教えていただければと思うのです。

○鋤柄評価第二課長 今、手元にデータがないのですけれども、日本でも農場によって、例えばカンピロバクターについては汚染率の低い農場から100%に近い農場まで非常に幅があるといったようなデータがたしかあったと思っています。

○佐藤委員長 そのように幅があるということは、多少何かやり方みたいなもので違いがあるということ。

それから、もう一点、ピロリジジナルカロイド、今、ミックスサラダにフキが混入したとおっしゃったと思うのですけれども、フキって日本人は結構食べていると思うのですが、日本のフキはどうなのですか。

○岡田情報・勧告広報課長 前回もちょっとお話ししたのですけれども、日本の場合、フキは必ずあく抜きをします。ピロリジジナルカロイドは水溶性ですので、あそこでかなり少なくなるということが情報提供されていますので、普通に水でさらせば多分ある程度なくなったのかなとは思うのですけれども、今回は完全にその植物が入ったのかなと思います。

○佐藤委員長 そうすると、レタスと一緒に混じり込んでしまって、何も処理しないものが入っていたという理解でよろしいのですかね。ありがとうございます。

他に何か御質問等はございますか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 今のことに关しまして、フキの場合、日本で食べるのは茎ですよね。そういった場所による差というのはどうなのでしょう。フキは、葉はほとんど食しませんよね。

○佐藤委員長 そうですね。茎ばかりですね。

もし何かそういう情報でもあれば、また教えていただきたいと思ひます。

他に何か御質問ございますか。よろしいですか。

(6) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、定例日ですと来週12月6日火曜日となっておりますが、議題となる事項もないようですので、お休みとさせていただきます、再来週12月13日火曜日14時から開催を予定したいと思います。

また、30日水曜日10時から「添加物専門調査会」が公開で、同じく30日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、来週5日月曜日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、同じく14時から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第631回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。